

愛知県告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を令和 6 年 12 月 25 日次のように指定した。

令和 7 年 2 月 28 日

愛知県知事 大 村 秀 章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
ブリッジ・モーション・ トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田 七丁目 7 番 7 号 S G ス クエア 7 階	愛知県名古屋飛行場においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料及び駐車場使用料（あいち航空ミュージアムの駐車場に係るものを除く。）	令和 7 年 3 月 24 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで